

山梨県公報

第三百九十八号

令和五年

七月三十一日

月 曜 日

目次

公 告

○落札者の決定について……………五二九
○特定計量器の定期検査の実施……………五二九

人事委員会

○職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則……………五三一
○山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………五三一

公 告

●落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。
令和五年七月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 落札に係る物品の名称及び数量

(一) 名称 特種自動車(多目的作業車)

(二) 数量 一台

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県総務部資産活用課庁舎管理室

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

四 落札者

(一) 名称 株式会社キムラ

(二) 住所 山梨県甲府市国母五丁目十番十七号

五 落札金額 四千二百八十九万八千九百五十円
六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年五月二十二日

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、令和五年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年七月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五号)第一号又は第二号に掲げるものを除く。)	令和五年九月六日	午前十時から午後三時まで	富士吉田市選挙管理委員会事務所	富士吉田市	一般社団法人山梨県計量協会
分銅及びおもり	令和五年九月八日	同	同	同	同
	令和五年九月十一日	同	山梨市役所	山梨市(旧三富村及び旧牧丘町を除く。)	同
	令和五年九月十二日	同	同	同	同
	令和五年九月	同	同	同	同

十三日	令和五年九月十四日	令和五年九月二十日	令和五年九月二十一日	令和五年九月二十二日	令和五年九月二十五日	令和五年九月二十七日	令和五年九月二十八日	令和五年九月二十九日	令和五年十月四日	同	同	同	同
	同	同	同	同	午前十時から正午まで	午前十時半から午後三時まで	同	同	同	同	同	同	同
	同	甲州市役所	同	同	同	都留市まちづくり交流センター	同	同	大月市役所 猿橋出張所	同	同	同	同
	同	甲州市（旧勝沼町及び旧大和村を除く。）	同	同	同	都留市	同	同	大月市	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

五日	令和五年十月六日	令和五年十月十日	令和五年十月十一日	令和五年十月十二日	令和五年十月十三日	令和五年九月六日から令和六年三月三十一日まで（山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。	令和五年九月六日から令和六年三月三十一日まで（山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く。
	同	午前十時から午後三時まで	同	同	午前十時から正午まで	午前九時から午後四時まで	同
農村環境改善センター	大月市民会館	梨北農業協同組合塩川営農センタ	梨北農業協同組合甘利営農センタ	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同

皮革面積計	令和五年十月十四日から令和六年三月三十一日までの間、個別に県が指定する日	同	個別に県が指定する場所（令和五年十月十三日までに検査を受けなかった場合に限る。）	同	同
備考	検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。				

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十一号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年七月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第三

号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一号を加える。

八 前各号に掲げる場合のほか、任命権者が特に必要と認める場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第二号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年七月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局処務規程（昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「ときは、」の下に「法令に特別の定めがある場合を除き、文書管理システムにより、当該意思決定のための審査に必要な文書等（以下この条及び第二十一条第四項において「添付文書」という。）を添付して」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定による起案をする場合において、添付文書が文書又は図画であるときは、当該添付文書をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により電磁的記録を作成し、これを添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、添付文書が次のいずれかに該当する場合には、当該添付文書は、文書管理システムにより作成し出力した添付文書管理票に添付するものとする。

一 文書又は図画であつて、電磁的記録により取得することができず、かつ、当該文書又は図画をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法による電磁的記録の作成のために多大な作業を要するものとして文書管理者が別に定める場合に該当する場合

二 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）第二十二條第一項の規定による支出負担行為伺い、同規則第六十三條第一項の規定による支出命令書、同規則第四百四十六條第一項の規定による物品要求書若しくは同規則第五百五十八條第一項の規定による物品修繕要求書である場合又はこれらの文書に添付する文書である場合であつて、円滑な事務処理のため紙文書のまま回議することが合理的であるとして文書管理者が別に定める場合に該当する場合

三 特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項の特定個人情報を用いる。第二十八条第三項第二号において同じ。））、租税の賦課又は徴収に関する情報その他秘匿性が高いものとしてインターネット及びインターネットに接続されている機器には接続できない環境で取り扱うことが義務付けられている情報を含む場合

第十七条第四項中「前項」を「第一項」に改め、同項第一号中「文書管理者が事務処理の効率化等の観点から合理的であると認め」を「審査を行う者若しくは決裁権限を有する者が文書管理システムを使用できる環境にない場合又はシステム障害、災害等により文書管理システムが利用できず」に、「起案しようとする行政文書が紙文書である場合」を「直ちに意思決定が必要な場合」に改め、同項第四号中「第二項の規定による」を「第一項に規定する」に改める。

第十八条中「起案文書」を「起案した行政文書（以下「起案文書」という。）」に改める。

第二十一条第一項中「起案した行政文書（以下「起案文書」という。）」を「起案文書」に改め、同条第二項中「（昭和三十九年山梨県規則第十一号）」を削り、同条第三項中「第十七条第二項」を「第十七条第一項」に改め、同項ただし書を削り、同条第五項中「紙文書である」を「第十七条第四項第一号又は第二号に規定する方法により作成された」に改める。

第二十五条第一項中「作成し」の下に「、法令に特別の定めがある場合を除き、文書管理システムにより、供覧する文書等（次項及び第三項において「添付文書」という。）を添付して」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定による供覧をする場合において、添付文書が文書又は図画であるときは、当該添付文書をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電磁的記録を作成し、これを添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、添付文書が次のいずれかに該当する場合には、当該添付文書は、文書管理システムにより作成し出力した供覧用紙に添付するものとする。

一 文書又は図画であつて、電磁的記録により取得することができず、かつ、当該文書又は図画をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法による電磁的記録の作成のために多大な作業を要するものとして文書管理者が別に定める場合に該当する場合

二 特定個人情報、租税の賦課又は徴収に関する情報その他秘匿性が高いものとしてインターネット及びインターネットに接続されている機器には接続できない環境で取り扱うことが義務付けられている情報を含む場合

第二十五条第四項各号列記以外の部分中「第二項」を「第一項」に改め、同項第一号

中「文書管理者が事務処理の効率化等の観点から合理的であると認め」を「供覧を受ける者が文書管理システムを使用できる環境にない場合又はシステム障害、災害等により文書管理システムが利用できず」に、「供覧しようとする行政文書が紙文書である場合」を「直ちに供覧する必要がある場合」に改め、同項第三号中「第二項の規定による」を「第一項に規定する」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「紙文書である」を「前項第一号に規定する方法により作成された」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。